

増補・改訂にあたって

本書を創刊したのは平成29年12月でした。まだ3年も経過していないので、普通ならとても改訂などは問題にならないところです。ところが、最近の立法は、もとより分野にもよりますが本書に関係する民事関係法等の改正は時代の要請、国民の要望、法運用上の課題等の面から改正需要は大きく、したがって、立法化の作業も極めて頻度が高くなっています。

本書に関係する分野を例示すれば、まず、成人年齢の引き下げがあり、それは、婚姻や養子縁組や性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の関係規定にも連動し、特別養子縁組制度における養子の年齢要件の改正もありました。さらには、本書に直接的関係を有する戸籍法の一部を改正する法律が令和元年（2019年）法律第17号として成立しました。マイナンバー制度への参加を可能とする部分が改正のメインともいふべきところですが、それ以外にも戸籍実務の運用上注視すべきいくつかの点でも改正が行われました。また、いわゆる無戸籍者問題の動向とその問題との関連で現在「嫡出推定制度の見直し」も行われており、どのような結論が得られるのか等も戸籍実務家にとっては大きな関心事の一つでしょう。

こうした事情の存在は本書の内容の増補・改訂の必要性の理由に十分なり得るものでした。およそ、実務のテキストは出来る限りアップトゥデートなものが理想であることは説くまでもないでしょう。そのような意味で今般初版に手直しをして最新の情報を補完することを試みましたがそれがいささかでも戸籍実務家の皆さんのお役に立てれば幸いです。

また、本書の再版については（株）テイハンの代表取締役坂巻徹氏、同専務取締役市倉泰氏のご支援を賜り、併せて同社企画編集部の皆さんの強力な援護を頂きました。心からお礼申し上げる次第です。

令和2年（2020年）2月

澤 田 省 三

はしがき

本書は、筆者が全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会編の「戸籍」誌に、平成24年（2012年）8月から同29年（2017年）7月までの5年間、54回にわたり連載したものをまとめたものです。その執筆の動機は、「開講に当たって」で述べたように、以下のようなものでした。

戸籍実務とりわけ多くの重要な届出事件は、実体法である民法等の規定に基づく身分関係（身分的事実）の発生・変更・消滅という事象を手続的に公簿に登録・公証する手段として、手続法である戸籍法令を中心にその内容が規律されています。このことは、的確な事務処理を果たすためには、必然的に戸籍関係法令のみならず、実体法である民法等の関連規定についての基礎的知識を会得することが不可欠な前提であることを意味します。つまり、実体法と手続法を常にセットで捉えて学ぶ姿勢が大変重要であるということです。

私は20年以上にわたり市町村の職員の皆さんが学ばれる研修所で多くの住民行政を担当する方々とお話しする機会を持ってきました。大変熱心な執務姿勢に感心しつつ、他方で、思考が手続法中心に偏りのあることも痛感していました。それはある意味やむを得ない側面もあると思いますが、もう少し、実体法にも目配りをと期待もしていました。戸籍実務について何か書く機会があればそこに焦点を当ててみたいと念じていました。

そのような問題意識を自覚しながら書いてきたつもりですが、果たしてどこまでそれが叶っているかは読者の皆さんのご判断にお任せしたいと思います。

執筆の期間が長かったこともあり、その間には、関係する最高裁の判決やそれを受けての立法などもあり、また、新たな戸籍実務に関する通達なり通知、回答等もありました。そこで、できうる限り、内容をアップデートなものにするため、これらも書き加えています。

戸籍実務の現場等で少しでもお役に立てば幸いです。

本書の出版に当たっては、株式会社テイハンの河野善次郎社長はじめ社員の皆さん、とりわけ、企画編集部の皆さんには格別のご協力をいただきました。心から感謝します。また、雑誌執筆中は法務省民事局民事第一課の職員の皆さんにも大変お世話になりました。深く感謝いたします。

平成29年（2017年）12月

澤 田 省 三

戸籍実務研修講義

目次

開講にあたって	1
第 1 講 戸籍事務の高度の専門性について	3
第 2 講 法的なものの考え方について (リーガルマインド)	5
第 3 講 親子関係と出生届〔1〕－出生届処理に必要な法令	7
第 4 講 親子関係と出生届〔2〕－出生と国籍	11
第 5 講 親子関係と出生届〔3〕－嫡出子	16
第 6 講 親子関係と出生届〔4〕－嫡出でない子	30
第 7 講 出生届の処理をめぐって〔1〕－出生届の審査のポイント	34
第 8 講 出生届の処理をめぐって〔2〕－管轄局に受否の指示を求 める必要のある届出	38
第 9 講 出生届の処理をめぐって〔3〕－嫡出でない子の出生届書 の「父母との続柄」の記載等がされていない場合の取扱い について	39
第 10 講 出生届の処理をめぐって〔4〕－嫡出でない子の戸籍にお ける父母との続柄の記載の更正及び訂正並びに申出による戸 籍の再製について	48
第 11 講 非嫡出父子関係と認知届〔1〕－認知届処理に必要な法令	57
第 12 講 非嫡出父子関係と認知届〔2〕－認知の意義と種類	61
第 13 講 非嫡出父子関係と認知届〔3〕－戸籍法第 62 条の届出	68
第 14 講 非嫡出父子関係と認知届〔4〕－認知に関連する若干の先 例	70
第 15 講 非嫡出父子関係と認知届〔5〕－認知の効果	72
第 16 講 非嫡出父子関係と認知届〔6〕－認知届の審査と戸籍の処 理	75

目 次

第17講 養親子関係と養子縁組届〔1〕－養子縁組届処理に必要な 法令	81
第18講 養親子関係と養子縁組届〔2〕－養子縁組の成立要件	85
第19講 養親子関係と養子縁組届〔3〕－養子縁組の効果	97
第20講 養親子関係と養子縁組届〔4〕－養子縁組届審査に際して の留意点	100
第21講 養親子関係と養子縁組届〔5〕－養子縁組届に基づく戸籍 の処理	105
第22講 特別養子縁組制度と特別養子縁組届〔1〕－特別養子縁組 届処理に必要な法令	108
第23講 特別養子縁組制度と特別養子縁組届〔2〕－特別養子縁組 制度の概要	113
第24講 特別養子縁組制度と特別養子縁組届〔3〕－特別養子縁組 の効果	115
第25講 特別養子縁組制度と特別養子縁組届〔4〕－特別養子縁組 届に基づく戸籍の処理	118
第26講 婚姻と婚姻届〔1〕－婚姻届処理に必要な法令	125
第27講 婚姻と婚姻届〔2〕－婚姻の成立要件	132
第28講 婚姻と婚姻届〔3〕－婚姻の効果	151
第29講 婚姻と婚姻届〔4〕－婚姻の届出をめぐって	156
第30講 婚姻と婚姻届〔5〕－婚姻届に基づく戸籍の処理	166
第31講 離婚と離婚届〔1〕－離婚届処理に必要な法令	170
第32講 離婚と離婚届〔2〕－離婚の方法	176
第33講 離婚と離婚届〔3〕－離婚の効果	187
第34講 離婚と離婚届〔4〕－離婚届出をめぐって	189
第35講 離婚と離婚届〔5〕－離婚届出にともなう戸籍の処理	193
第36講 離婚と婚氏続称届〔1〕－婚氏続称届（戸第77条の2の 届出）とは	197

第 37 講	離婚と婚氏続称届〔2〕－婚氏続称届出に基づく戸籍の処理	204
第 38 講	「氏」をめぐって〔1〕－戸籍編製基準としての氏	209
第 39 講	「氏」をめぐって〔2〕－民法上の氏と呼称上の氏	214
第 40 講	「氏」をめぐって〔3〕－子の氏の変更	224
第 41 講	氏名の変更について〔1〕－戸籍法第 107 条の規定による氏の変更	244
第 42 講	氏名の変更について〔2〕－名の変更について	255
第 43 講	戸籍訂正をめぐって〔1〕－戸籍訂正に関する法令	259
第 44 講	戸籍訂正をめぐって〔2〕－戸籍訂正事件の概況について	264
第 45 講	戸籍訂正をめぐって〔3〕－戸籍訂正の種類	269
第 46 講	申出による戸籍の再製について－申出再製制度について	279
第 47 講	戸籍情報の管理をめぐって〔1〕－戸籍情報管理の重要性について	293
第 48 講	戸籍情報の管理をめぐって〔2〕－戸籍情報の公開に関する制度の変遷素描	298
第 49 講	戸籍情報の管理をめぐって〔3〕－戸籍の謄抄本等の交付請求について	305
第 50 講	戸籍情報の管理をめぐって〔4〕－戸籍の届書類情報の管理について	333
第 51 講	戸籍実務と家庭裁判所－戸籍実務と家庭裁判所との関係	345
第 52 講	生殖補助医療と親子関係－人工生殖と親子関係をめぐって	362
第 53 講	性同一性障害と戸籍－性同一性障害者と戸籍	378
第 54 講	いわゆる「無籍者」問題について－無戸籍をめぐると問題点と支援策について	392
第 55 講	戸籍法の一部を改正する法律について	410

凡 例

本書は全体を通して平易で理解しやすいよう努めておりますが、条文を説明するに当たり引用条文が多岐にわたるため以下のように略記させていただいております。

民	民法（明治29年法律第89号）
民訴法	民事訴訟法（平成8年法律第109号）
戸	戸籍法（昭和22年法律第224号）
戸施規	戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）
家事法	家事事件手続法（平成23年法律第52号）
家事規則	家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）
人訴法	人事訴訟法（平成15年法律第109号）
人訴規	人事訴訟法規則（平成15年最高裁判所規則第24号）
地公法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）
国賠法	国家賠償法（昭和22年法律第125号）
後見登記法	後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）
番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

※本書に掲載されている法律は令和2年2月末現在施行されている法律です。